

〔論文〕

明治大学の教員養成史 —実践の場としての「教育実習」に着目して—

濱崎 未育（明治大学大学院・院生）

1. はじめに

教員養成の政策に関する議論は、「国立・公立・私立のいずれの大学でも、教員免許状取得に必要な所要の単位に係る科目を開設し、学生に履修させることにより、制度上等しく教員養成に携わることができる」¹という開放制を謳っているにもかかわらず、国立の教員養成系大学・学部を中心としたものに偏りがちである²。しかしながら、特に中等教育段階の教員を養成する場として中心をなすのは、私立大学であり、その中でも教員養成を目的としない私立一般大学の果たす役割は大きい³。私立一般大学における教員養成は、それぞれが掲げる建学の精神に基づき学士教育を行いながら教育職員免許法（以下「教免法」）に則って行われるという共通性を有する⁴が、各大学によって学内での教職課程の位置づけやその特色が大きく異なる。そのため、大学史やそこで行われてきた教員養成の特色を踏まえる必要がある。

明治大学は戦前期から教員養成に関わっており、戦後も1949年9月に「教免法」が施行され、これを受けて1950年に教職課程を開設し、2025年で75周年を迎える。これまでに数多くの教師を輩出し、教師や学生の交流の場として2008年には明治大学教育会が設立された。さらに、当会が発行している『明治大学教育会紀要』においても、実践の記録が蓄積されている。このように、明治大学は長年にわたって教員養成を行い、2000年代以降は大学規模で実践の交流が行われてきたものの、その歴史について論じられたものは菅原ら（1992）や明治大学の大学史の一部に記述がみられるのみである。大学の教員養成の実態を、歴史的・実証的に検討することの必要性を菅原ら（1992）が述べているので以下に引用する。

まず第一に、私立大学は制限された条件の中で、国立とは異なった教員養成のシステムを作り上げてきているので、それを具体的に解明したい。しかも、特に中等教育段階では、国立の教員養成大学や学部出身者よりも、多く採用されている事実があるので、私立大学における教員養成の積極的意義を確認しておくことは、不可欠であろう。

第二に、大学沿革史的意義からも、この作業は不可欠である。というのは、特定の大学沿革史のなかで、教職課程がいかなる経過をへて現在に至っているのか、いかなる学内的役割を果たしてきたのか、その実態を実証的に記述しておくことは、本学にかかわる歴史的事実の蓄積という点からしても、重要である。これにより、一種の自己検証の作業が可能となる。

第三に、このような作業は、特に私立大学における開放制教員養成制度の意義理由を明らかにし、かつ、各大学の努力により、わが国における教員養成の質をさらに向上させていく素材の発掘・提供という意味もこめられている。（p. 135）⁵

このように、私立大学における教員養成の実態を歴史的・実証的に検討することは、その大学の沿革史としての位置づけという面でも重要であると同時に、開放制の教員養成制度を検証するにあたっても不可欠な作業であるといえるであろう。実際に、師範学校を母体とする教員養成系の国立大学では、学校史を編むことで教員養成史を描いてきた⁶。一方で、特に私立の一般大学においては、学校史の中での教員養成史の位置づけは国立大学のそれよりも小さいことがほとんどであり、また教員養成に参入した年も大学によって異なるため、本格的に教員養成史が編まれているとはいいがたい⁷。

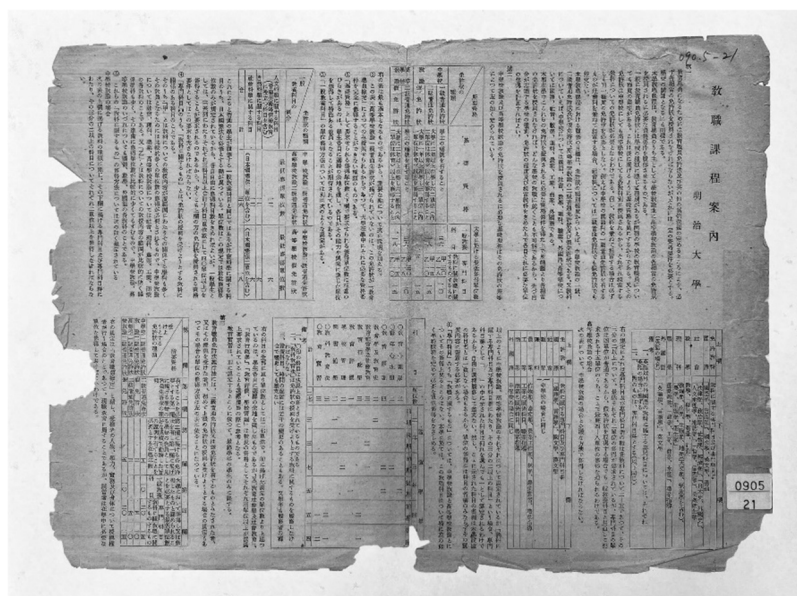
先に引用した菅原らの研究も、明治大学の教員養成史を参照する上で重要なものではあるが、歴史的な変遷を述べているのはわずか数ページにとどまっており、網羅的に記述されているわけではない。また、この研究が発表されてからすでに 30 年以上が経過しており、その後明治大学の教員養成史についてまとめたものは『文学部 75 年』⁸が挙げられるが、こちらも数ページの記述にとどまっている。

そこで、本稿では明治大学教職課程開設 75 年という節目にこれまでの教員養成のあゆみを歴史的に素描することを目的としている。その際、菅原らの研究を基に 1978 年に創刊された『教職・社会教育主事・学芸課程年報』⁹やその他論文、書籍を参照しながら、今日に至るまでの明治大学における教員養成史を記述していくこととする。また、明治大学教育会が教育の実践者たる教師や学生の交流の場であることを踏まえた上で、学生が教育的な実践を行う場として教育実習を位置づけ、その教育実習の実情も歴史的な側面から明らかにすることを試みたい。

2. 教職課程のあゆみと特色

2.1. 教職課程の位置づけと変遷

戦後は 1949 年に「教免法」が施行され、1950 年に文学部所属として教職課程が開設された。筆者が調査を行った限りでは、【図 1】で示した 1950 年から 1954 年の間に出されたと



【図 1】1950 年代前半に出されたとされる教職課程案内

考えられる「教職課程案内」が、現存する明治大学教職課程関係の資料の中で最も古いと思われる¹⁰。1954年度以降は、明治大学、短期大学共に文部省から課程認定を受けている（菅原ら、1982、pp. 136, 137）¹¹。そして、遅くとも1955年度には教職課程の履修便覧が発行されている。

菅原らは、教職課程の所属について、「文学部の所属となったことは偶然ではあったが、地区割や学部割にした場合と比べて、教職科目担当者が密接に連絡をとりあって、全学的な協力体制を築き、共通理解を形成した上での教師教育ができる」（菅原ら、1982、p. 137）という点で評価している。

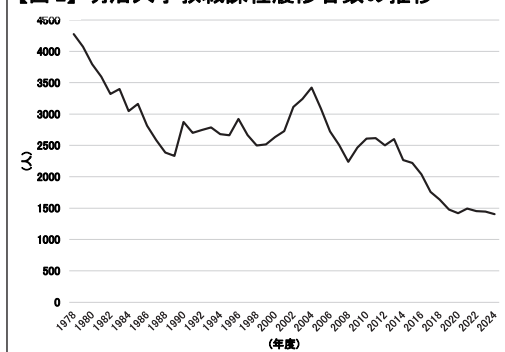
そして、1965年には、全学的な連絡調整を任務とする教職課程委員会が設けられ、1971年に「教職課程の円滑な運営とその改善を目的として学部、短期大学及び担当教員間の連絡・調整を図るとともに、必要な事項を審議し、学長に建議する」ことを目的として学内規則に規定された正規の委員会となった（菅原ら、1982、p. 138）。1988年にこの委員会は「教職等課程委員会」となり、2001年には「資格課程委員会」に名称が変更されている。

続いて、教職課程に関わる専任教員数の変遷について概観する。教職課程開設当初は1人であったが、1958年までに4人になった。1960年代後半から教職課程履修者が急増したことを契機として1973年には教員が2人増員され、計6人となった。また、1975年には社会教育主事課程が開講され、履修科目の重なり合いの関係から合同で運営していくシステムがとられ、1989年の段階で専任の教員は8人（うち社会教育主事課程が2人）となった（菅原ら、1982、pp. 137, 138）。その後、社会教育主事課程と分かれ、2006年の段階で専任教員は7人であり（高野ら、2006）、2024年現在は専任教員8人、特任教員1人となっている。また、兼任講師を含めればさらに多くの教員が教職課程の講義科目を担当している¹²。

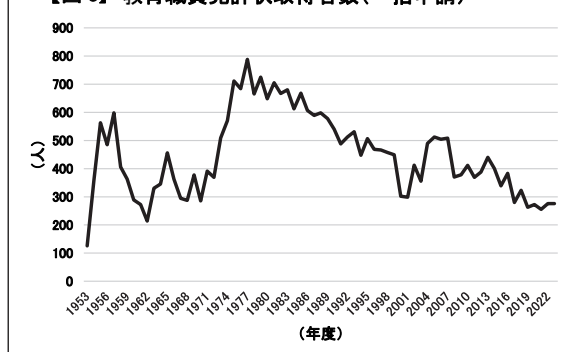
2.2. 教職課程履修者数と教員免許取得者数の推移

前述のとおり、専任の教員は教職課程を履修する学生の履修者数の増加や学部の増設にもなって増加してきた。それでは、明治大学は具体的にどのような規模で教員養成を行っ

【図2】明治大学教職課程履修者数の推移



【図3】教育職員免許状取得者数(一括申請)



てきたのかについて、教職課程履修者数と教員免許取得者数の推移から検討する。

教職課程の履修者については、『年報』に記されているため、以下にその推移をグラフで示す（【図 2】）¹³。ただし、明治大学において教職課程が開設された 1950 年から『年報』が刊行される 1978 年までの教職課程履修者数のデータは管見の限りみられない。

この図で注目すべき点はいくつかある。まず、全体の傾向を概観すると、教職課程履修者数は、年度によって多少増減はみられるものの、減少傾向にある。この傾向は、単に教職人気の低下として捉えることはできず、大学の定員数や出生数の減少とも関連付けて論じる必要があるが、これについては別稿に譲る。

続いて、もう少し細かな推移について検討する。1989 年の「教免法」改正に伴い、明治大学では 1990 年度より、学部一年生から教職課程を履修できるようになったことで短期大学での教員養成が終了した。1990 年度に履修者数が大幅に増加しているのはこのためである。

これと時期を同じくして 1991 年より『教職・社会主事課程年報』が『教職課程年報』となった。このことから「教免法」の改正によって、単位数の増加に伴うカリキュラムの大幅な変更が求められた結果、履修開始を一年次に引き下げることになるなど、学内の教職課程のあり方が大きく変わったことが窺える。

このような教職課程履修者の変遷について、高野（2024、p. 22）においても「本学独自の事情による影響が大きいように見える」と述べられていることから、教員養成全体の潮流と、各大学の事情の双方の観点から検討する必要があるといえよう。

教職課程の履修者数は、あくまでも特定の時期に教職課程を履修していた人数を示すのみであり、学年が上がるごとに教職課程を辞める学生もいることから、この資料のみでは明治大学の教員養成の規模を示すことは難しい。

そこで、『明治大学文学部 50 年史』（以下『50 年史』）を参照したところ、1953 年度以降の教育職員免許状（以下「教員免許」）取得者数の統計が取られていた（p. 519）ため、この統計資料に記載されていた 1953 年度から 1981 年度までの数字と『年報』に記載されている 1982 年度から 2023 年度までの数字を合わせたものの推移を図にして示す（【図 3】）。なお、『年報』と『50 年史』の中で一部記載されている年度に重複がみられるが、それらを確認したところ、「教員免許」取得者数は一致していた。また、これは大学による一括申請により「教員免許」を取得した者に関する資料であり、個人で「教員免許」を申請した人数は含まれていないということをあらかじめことわっておく。

1978 年度以降の「教員免許」取得者数と、教職課程履修者数を比較するとおよそ同様の推移を示すことから、それ以前の「教員免許」取得者数と教職課程履修者数の推移も大きく違わないと推測される。また、「教員免許」取得者数は、全国的に見ても、1970 年代に増加

していること¹⁴から、明治大学も例外ではなかったと考えられる。

さらに、文部科学省（2019）の「全私教協」に加盟する大学で回答した私立大学の 2017 年度の教員免許取得者数の統計によれば、明治大学は上位 20 パーセントの規模で教員養成を行っているといえる。なおその統計だけでは、教員養成系の私立大学がどこに入っているか、初等教育段階と中等教育段階の内訳がどうなっているかは不明であるが、少なくとも明治大学が私立大学の中でも比較的大きな規模で教員養成を行っているといえるであろう。

以上明治大学における教職課程履修者数及び「教員免許」取得者数の推移を確認した。1988 年改正の「教免法」を特に大規模な免許制度の改正ととらえる研究者も少なくない（例えば土屋、2017、p. 477; 黒澤、2006、p. 22 など）ため、明治大学に限らず、他の大学においても同様に大きな動きがあったと考えられる。三上（1994）によれば、教職課程のあり方に関わらず、同時期に大学設置基準の簡素化による学部のカリキュラム見直しも進められていたという言及もある。

2.3. 明治大学教職課程の特色

最も大きな特徴は、教育学部・学科が設置されておらず、「教員免許」の取得が卒業要件になっていない私立一般大学であるにもかかわらず、すべての学部で「教員免許」を取得でき、各年度の合計教職課程履修者数が 1000 人を超える大規模な教員養成を行っていることである。そして、「教員免許」を取得することのできる科目についても、学科ごとに異なっているものの、国語、数学、社会（地理歴史・公民を含む）、理科、外国語の他に情報、商業、農業を取得できる点を挙げることができる。特に農業科の「教員免許」を取得できる私立大学は、文部科学省（2023）によれば明治大学を含め 15 校程度であり、国公立大学を含めても取得できる大学は他の科目と比較して多いとは言えないため、大きな特色だといえる。

また、菅原ら（1992）は、「教職課程履修者に一般教育の憲法（憲法を含む法学）をつねに必修としてきた」ことから、「日本国憲法や教育基本法の理念にそった教員養成をおこなってきた」こと、「明治大学に独自の教育実習体制や指導内容を開発し、一つのシステムとして完成させる努力を積み重ねてきている」（p. 156）ことの二点を挙げている。

そして、明治大学で 2004 年度より始まった教育実習のクラス担任制度は、教職課程専任教員が一貫して指導する体制になっており、現在に至るまで約 20 年にわたり継続されている。これについて高野（2024）は、「3 年次秋からクラス別授業を設定することによって、模擬授業や学校実習の心得など事前指導の回数を十分に確保すると同時に、クラスをベースにして個別学生を把握するという点で、それ以前の事務室と実習担当教員（教職課程内の分掌）に頼っていたやり方からの変更」であったと述べており、「現在の時点ではありふれたことであろうが、本学が導入した時期から考えれば特筆すべき」（高野、2024、p. 25）であると評価している。

このように、明治大学は教員養成を目的としない私立一般大学でありながらも、長きにわたって教員養成を行ってきたことや、教職課程の専任教員は政策や時流に対応しながら教員養成の量と質の問題に向き合ってきたことが確認されるであろう。

3. 明治大学における教育実習

教育実習は近代の教員養成の草創期から存続してきた科目である。そして、文科省の答申においてたびたび教育実習についての言及がなされていることや、教育実習に関係する科目の単位数が増加してきたことを踏まえると、教育実習は教員養成のカリキュラムの中でも独自の位置づけにあるといえるであろう。

また、教育実習を教職課程の学びの集大成とみるような考え方もあるように¹⁵、教職課程で学んできたことを実際に学校現場に赴いて実践するという面もある。さらに、教育実習は大学だけで完結するものではなく、受け入れ先の実習校や各都道府県教育委員会など複数の機関の協力のもとで行われるという特徴を持つ。

このようなカリキュラム上及び運営上の特色を持つ教育実習の実態について歴史的な観点から明らかにすることは意義があると思われる。そこで、明治大学における教育実習について特に教育実習指導を行う大学側の視点から検証してみたい。

3.1. 教職課程開設当時

明治大学で教職課程が開設された 1950 年代の教育実習の実態はどのようなものであったのだろうか。明治大学教職課程の最初の専任教員である三木寿雄は、1952 年に『教育実習について―教職課程を修める学生のために―』という書籍を出版している¹⁶。これは、三木が教育実習を担当する中での気づきや思いを綴ったものであるが、その記述からは当時の明治大学における教職課程の実態を垣間見ることができるため、参照に値する。以下に示すページ数は、特にことわりがなければ全てこの書籍からの引用である。

また、当書籍の中で三木自身を「実習を管理する責任者としての僕」(p. 79) と述べていることや、当時教職課程の専任教員は一人であったことを合わせて考えても、三木の記述にあたることは明治大学の教員養成史を知る上で適切であるといえる。他にも、カリキュラムの構成と実習校についての記述がみられる。

以下にその詳細をまとめるが、以降の記述は全てこの書籍が書かれた 1952 年当時の実態であり、現在のカリキュラム構成や運営実態とは異なることをあらかじめことわっておく。

明治大学の場合、(四年制) 大学では 2 年生から、短期大学では 1 年生から履修を開始することができる。明治大学の教育実習は、原則最終学年で行うことになっており、時期については、前年度までの教職科目の履修状況(15 単位以上)によって、9, 10 月ごろになる者や、2, 3 月ごろになる者もいるとされている(p. 7)。教育実習を行う学年については、【図 1】で示した「教職課程案内」にも、「教育実習は、(中略) 最終学年の学生のみ」に課する」と書かれていることから、これを裏付けることができるであろう。

また、三木によれば教育実習は大きく分けて二段階存在しており、その「第一の段階とし

て公立学校の参観を行う」(p. 24) ことになっていた。公立学校のうち、中学校を主な対象としており、「一日に一つの割合で三校、その上明治中学校及び高等学校にも三日間を充てる建前」(p. 27) であった。公立の中学校を参観するのは、「公教育としての学校教育の雛型は、言うまでもなく公立学校である」ので、私立の明治大学付属学校で教育実習を行う場合「実務の経験が私立学校に限定されるならば学校教育の現実の当たり前の姿を経験として捉えることが難しく」なってしまうため、それを補うことが目的となっている。

ただし、公立学校に多くの学生の参観の引き受けを求めることは難しいと述べており、その実施状況や、詳細な実態がどうであったかまでは明らかにされていないが、参観するにあつての着眼点の目安が大きく分けて二つ示されている。一つは、「教師の態度と生徒の学習活動」についてであり、もう一つは、「授業の進み具合（一日の全体のスケジュールはどうなっているか）」についてである。事前に参観先の学校長から教育方針についての話を聞き、上記の着眼点の目安を念頭に置いて参観を行い、教員の話聞いた上で、この参観を振り返るレポートの提出が求められる (pp. 36-41)。

そして、第二段階として現場実習に入るわけだが、その期間は二週間連続して行うことが原則となっている。明治大学の付属校は、三木の位置づけの中では、これらの学校は「単に大学と経営体を同じくするというだけのものであるから、教育実習のために作られているような付属学校とは学校の性質が全く異なっている」ことから「協力学校」と呼ぶ方が適切であるとしている (pp. 18, 19)。

また、「実習は全て先に挙げた協力学校において行うのが普通である」(p. 42) と述べていることから、1952 年の段階では、ほとんどの場合、教育実習はいわゆる母校実習ではなく、明治大学の付属校（「協力学校」）において行われていたことが窺える。ただし、公立学校の参観でも述べた通り、三木は教育実習を行う学校の環境として現実の場面を重視しているため、昼間に授業を行っている学校とは条件が異なっている夜間の明治第二高等学校で、教育実習を行うことはあまり適切ではないと考え、できる限りそこでの教育実習は行わないことにしていたようである。

ここまで 1950 年代の教育実習実施の実態について三木の書籍を基に述べてきたが、このほかに空白の時代を埋めるような書籍、資料等は発見されなかった。

3.2. 『年報』等からみる教育実習の実態

明治大学の『年報』等において教育実習を対象とした研究や報告は多く見られる。これらは、教育実習生の感想¹⁷、教育実習指導に関する報告、教育実習統計の分析に分類することができる。また、『年報』において教育実習統計が掲載されるようになったのは 1985 年度からであり、この年と 1987 年度に古屋野らによって教育実習評価表の集計と分析が行われているが、これ以降教育実習統計を分析したものはみられない。

また、教育実習生の意識に関して研究を行ったものは管見の限り 4 件のみであり、その全てが専任教員の村岡篤によって執筆されたものである。以下にその 4 件をレビューする。

村岡 (1980) は、教育実習によって学生の教職志望がどのように変化するか、実習前後で

調査を行った。教育実習前に教職への「意欲の高かったものほど、実習によってプラス・マイナスの両方向に動きやすく、意欲の低かった者ほど動きにくくなっている」(p. 27) ことを明らかにした。ただし、教職をあまり志望していなかった学生についても、「約 2 人に 1 人は態度を積極的な方向に変えている」(p. 30) ことを指摘した。こうした結果を踏まえて村岡は、「エリクソン流のモラトリアム期の終りに近い時期で、ある程度の決定をしながらしかも態度を留保し、決定にとっての仮説を経験によって確かめてみよう、というのが実習生の大方の態度である」(p. 30) という考察を行った。

これを踏まえて村岡(1981)では、さらに調査を行っている。特に「校内暴力の問題と景気動向の影響」(p. 22) といった社会的変化にも目を配りながら男女と一部二部という観点から考察を深めている。また、教員適性検査の結果を採用者と未採用者と比較して実習後の教職意欲について論じており、「想像以上のアンビバレントな感情に悩まされているのだらう」(p. 26) と学生たちの心情を推察している。

さらに、村岡(1982a)では、中学校実習・高等学校実習別という視点を加えて調査及び分析を行っている。授業時間や睡眠時間など細やかな項目を設定し、教員適性の自己評価の判断基準について「仕事の外的側面よりも、心理的側面から得られていること」(p. 20) を指摘している。

そして、村岡(1982b)では、1981 年度前期に教育実習を行った学生 800 名以上を対象としておこなった調査の結果を受けて、「教育実習を教職へのトレーニングと割り切ることの困難さ」(p. 20) を感じたことを述べている。また、「青年期の自己形成の一般的形態の中で、教育実習を適切に位置づけることも必要」(p. 21) であると指摘している。また、村岡はこの調査を複数の大学で実施して一般化を目指していたことにも注目すべきである。

以上『年報』等で論じられてきた教育実習の実態を示してきた。『年報』が創刊されてすぐの 1980 年代には教育実習に関する研究や報告がみられたものの、1990 年代以降はほとんど見られなくなっている。さらに、教育実習の統計もすでに 40 年分蓄積されてきているにも関わらず、ここ数年でこれを分析した研究はみられない。教育実習統計資料については紙幅の都合上論じることができないため、別稿に譲ることとする。また、村岡により教育実習生の意識に関する調査・分析が行われていたが、近年はこのような調査も行われていない。開放制の教員養成制度の検証のためにも今後教職課程を履修する学生を対象とした調査が求められるであろう。

3.3 『教育実習テキスト』

ここでは、明治大学における教育実習に関する独自のテキスト(以下『教育実習テキスト』)についての検討を行う。明治大学の『教育実習テキスト』の変遷に関して言及した資料等は管見の限り見られないため、筆者がごく簡潔にその概要を述べることとする。

明治大学において『教育実習テキスト』が出されたのは、管見の限りでは 1969 年版の『教育実習の手引』が最初である。ただし、それ以前から学生が教育実習の記録を綴るものについては存在が確認されているため、おそらく『教育実習の手引』に関しても冊子形態ではな

かったにしても存在していた可能性は考えられる。なお、年によって教育実習のテキストの名称が変更されているため、その総称を『教育実習テキスト』とし、個別の年のものに言及するときのみ、その名称を使い分けることとする。

現在入手できる範囲では5つの『教育実習テキスト』が存在している。併記されている年は、大きな変更があった時のものであり、細かな修正や情報の追加は随時行われていると考えられるが、その詳細に関しては今回明らかにすることはできなかった。以下に、それぞれの内容について章ごとのタイトルを示す（【図 4】）。ただし、2003 年版『教育実習』では、部ごとの構成となっているため、目次に記載されている情報を記した。

1969年版『教育実習の手引』	1970年版『教育実習』	1978年版『教育実習』	2003年版『教育実習』	2017年版『教育実習録』
(教育実習)にはいる君へ 一序にかえてー 明治大学教職課程(教育実習)担当者の略歴	教育実習生となるきみのために(序にかえて)	実習録	I 部 1. 教育実習の意義とわらい 2. 教育実習の日々 3. 実習録の意義について 4. 教育実習指導室の活用について	教育実習要領
第1章 教育実習の性格と課題	第1章 教育実習について(総論)	教育実習生の声(序にかえて)		教育実習心得
第2章 観察	第2章 学校の組織と運営	第1章 教育実習について(総論)	II 部 1. 組織としての学校と教員 2. 教員の身分と職務 3. 養護教諭とスクールカウンセラー	第1章 教育実習とは何か
第3章 授業実習	第3章 生徒研究(生徒観察)	第2章 学校の組織と運営	III 部 1. 学校という空間 2. 学校図書館 3. 学校と情報機器	第2章 学校の制度
第4章 学級経営と生活指導	第4章 授業研究(授業参観)	第3章 生徒研究(生徒観察)	IV 部 1. 学級 2. 授業 3. 研究授業 4. ほめること、叱ること、認めること 5. 特別活動	第3章 指導における注意点
第5章 (道徳)の指導	第5章 授業実習	第4章 授業研究(授業参観)	V 部 事後指導	第4章 学習指導案データベース(DBS)の手引き
第6章 特別教育活動・学校行事等	第6章 学級経営と生活指導	第5章 授業実習	VI 部 学習指導案例	実習の記録
第7章 (みのり多い)教育実習のために	第7章 道徳の指導	第6章 道徳と学級指導の時間		
付録	第8章 特別活動	第7章 学級経営		
	第9章 みのり多い教育実習のために	第8章 特別活動		
	付録	第9章 みのり多い教育実習のために	実習の記録	
		付録		

【図 4】『教育実習テキスト』目次比較

1969 年版『教育実習の手引』から 1978 年版『教育実習』までは基本的に類似した章構成になっている。1970 年版『教育実習』が 1978 年版『教育実習』に改訂されるときに、その冊子のサイズが変更され、実習録の部分が一体となった『教育実習テキスト』になった。そのため、明治大学の『教育実習テキスト』は、形式面に関しては 1978 年版『教育実習』で大きな変更があり、内容面では 2003 年版『教育実習』で大きな変化があったと考えられる。2003 年度は 1997 年教職法改正が適用された後の入学者が 4 年生になる年に出されたものであり、法制度の変化に対応した形だといえる。また、2003 年版『教育実習』から 2017 年版『教育実習録』についても大きく構成が変更されているが、これに関してはこの間に専任の教員が大きく入れ替わり、明治大学教職課程の教員を中心に、新たな教育実習録を作成することを目指し、現代的な教育課題も踏まえて改訂されたものであるといえる。

このように、内外の動きに応じて明治大学の『教育実習テキスト』は改訂されてきたが、共通する内容もみられる。それは「教育実習生心得」である。「教育実習生心得」は、その名の通り、教育実習生に対して求められる姿勢が書かれたものである。この「教育実習生心得」の内容の変遷を追うことで、明治大学教職課程の教員たちが教育実習生にどのような態度を求めているかを確認することができる。

「教育実習心得」は、『教育実習テキスト』には1970年版『教育実習』を除いて基本的に記載されている。また、その最初のものと考えられるものは、三木（1958、p. 98）において「教育実習生心得抄」¹⁸が示されているため、これと『教育実習テキスト』の内容を比較する。【図5】を見ると、1958年の三木の書籍で示された「教育実習生心得」は、2003年版『教育実習』まで大きな変更はされず、継承されている。2017年版『教育実習録』では、大幅に内容が変更されているものの、(7)-(10)に関しては、従来の「教育実習生心得」とほぼ同様の内容が記されている。したがって、ここまでの教育実習生に求める態度は1950年代から引き継がれている部分が多いと考えられる。

他にも教職課程案内に「教育実習要項」も存在しているが、資格や事務的な手続きを示したものであったことや紙幅の都合上本稿では取り上げることができなかった。以上が『教育実習テキスト』の変遷によって今回明らかになったことである。

1958年 三木の書籍より	1970年版『教育実習』
○毎日、朝は定刻より少なくとも15分前に出勤する。 ○毎日出勤簿に押印する。 ○実習生控所の整理整頓に気を配る。 ○教職員に対するあいさつを忘れない。 ○校舎内では自分のウワバキを使用する。 ○勤務中は外出しない。昼食も校内でする。 ○所定の場所以外では喫煙しない。 ○遅刻早退はしない。ただし、万一やむなく欠勤や遅刻早退のはめになるときは、必ず事前に実習校に連絡する。（電話番号を記録） ○動作はすべて敬活にし、時間を惜しむ。 ○生徒に対する偏愛、差別的態度を自戒する。 ○生徒との接触は、勤務時間中および実習期間中だけとする。 ○地域社会の一員である生徒の社会的背景を忘れない。	1. 毎日、朝は定刻より少なくとも15分前に出勤する。 2. 服装や容姿は常識にもとづき、きちんとしている。 3. 欠勤、遅刻、早退はしない。 4. やむを得ず欠勤、遅刻、早退のはめになるときは、必ず事前に電話などで実習校に連絡する。 5. 毎朝出勤すれば、まず出勤簿に押印する。 6. 実習校のひとたちにあいさつすることを忘れない。 7. 校舎内では うわばきを使用する。 8. 自分たちの控室の整理・整頓に気を配る。 9. 所定の場所以外では喫煙しない。 10. 勤務中は外出しない。昼食も校内でする。 11. 動作はすべて敬活にし、時間をおしんで行動する。 12. 生徒に対する偏愛、差別的態度を特に自戒する。 13. 生徒との接触は、勤務時間中および実習期間中だけとする。 14. 生徒が地域社会の一員であることを忘れない。
1978年版『教育実習』	2003年版『教育実習』
(1) 毎日、朝は定刻より少なくとも15分前に出勤する。 (2) 服装や容姿は常識にもとづき、きちんとしている。 (3) 欠勤、遅刻、早退はしない。やむをえず欠勤、遅刻、早退のはめになるときは、必ず事前に電話などで実習校に連絡する。 (4) 毎朝出勤すれば、まず出勤簿に押印する。 (5) 実習校のひとたちにあいさつを忘れない。 (6) 校舎内では うわばきを使用する。 (7) 自分たちの控室の整理・整頓に気を配る。 (8) 所定の場所以外では喫煙しない。 (9) 勤務中は外出しない。昼食も校内でする。 (10) 動作はすべて敬活にし、時間をおしんで行動する。 (11) 生徒に対する偏愛、差別的態度を特に自戒する。 (12) 生徒との接触は、勤務時間中および実習期間中だけとする。	(1) 毎日、朝は定刻より少なくとも15分前に出勤する。 (2) 服装やみだしなみは常識にもとづき、きちんとしている。 (3) 欠勤、遅刻、早退はしない。やむをえず欠勤、遅刻、早退をするときは、必ず事前に電話などで実習校に連絡する。 (4) 毎朝出勤すれば、まず出勤簿に押印する。 (5) 実習校のひとたちにあいさつを忘れない。 (6) 校舎内では うわばきを使用する。 (7) 自分たちの控室の整理・整頓に気を配る。 (8) 所定の場所以外では喫煙しない。 (9) 勤務中は外出しない。昼食も校内でする。 (10) 動作はすべて敬活にし、時間をおしんで行動する。 (11) 生徒に対する偏愛、差別的態度を特に自戒する。 (12) 生徒との接触は、勤務時間中および実習期間中だけとする。
2017年版『教育実習録』	【図5】「教育実習心得」比較
(1) 教育実習は、実習校の負担と好意によって成り立っていることを理解し、誠実かつ積極的な姿勢で臨む。 (2) 実習校の先生方とコミュニケーションをしっかりと取り、実習校の指示に従い、認識のズレがないようにする。報告連絡相談。 (3) 事前に、教材研究、授業準備を徹底的に行う。とりわけ、授業で担当する範囲に関しては、事前に学習指導案を作成するなど完璧にしておく。 (4) 素直に学ぶ態度を一貫して持つ。アドバイスや修正指示に関しては、即時に対応、修正する。修正力をしっかりと発揮する。 (5) 生徒からの質問で分からない場合は、いい加減に答えず、次の授業時までにはしっかり調べて確実な返答をする。 (6) 部活動や行事に積極的に参加し、生徒の授業外での面に触れる。 (7) 毎日、朝は定刻より少なくとも15分前に出勤する。 (8) 服装や容姿は常識にもとづき、きちんとしている。 (9) 欠勤、遅刻、早退はしない。やむをえず欠勤、遅刻、早退をするときは、必ず事前に電話などで実習校に連絡する。 (10) 生徒との接触は、実習時間の勤務時間中だけとする。 SNS等による連絡先、アドレスの交換はしない。	

4 おわりに

本稿では、明治大学における教員養成と中でも教育実習の実情について歴史的に素描することを試みた。特にこれまで使用されてこなかった史資料を発掘し、これをまとめたことは、大学沿革史の面でも私立大学における教員養成の一事例の検証という面でも意義があるといえる。これにより明治大学の学内での教職課程の位置づけや、履修者数の推移、特色が明らかとなった。また、これまで年度ごとに収集されてきたデータを通時的に分析するという試みは近年行われてこなかったため、こうした試みにも意義があったといえよう。

しかしながら、以下の点について課題を残している。それは、教職課程が開講された 1950 年から『年報』が創刊される 1978 年の間の空白を十分に埋めることができなかったことである。これは、明治大学教職課程の特徴として示したように、文学部の中に設置されており、教育学部・学科を有さないという点や教職課程開設から教職課程の事務室が設置されるまでの期間が空いていることにその原因の一つが存在している。そのため、教職課程としてまとまった資料が存在せず、また、これまでのデータの所在に関する情報を得ることが難しいということが明治大学の教員養成史をまとめることを困難にしている。さらに、それらの資料が存在していたとしても、入手できる資料に制約があり、誰もがアクセスできる状態にならないということも問題点として挙げられる。明治大学教員養成史については、複数の大学の事例研究を目的とした調査を行う場合にも必要な作業となるため、今後さらに資料の整理を続け、動向を追うこととしたい。

¹ 中央教育審議会（2006、p. 7）に示されている定義によった。

² 特に教育実習期間の延長、母校実習の禁止に関する提案は、例えば 1982 年に全国私立大学教職課程研究連絡協議会の「第 1 次態度表明」において否定的な見解が示された。また、この態度表明では言及されていないが、教職課程科目と学部科目の二重履修の問題や国立大学付属校のような実習委託校を有さない私立大学の実情を十分に鑑みたものではなかったことは否めない。

³ 文部科学省（2021、p. 21）によると、令和元年度新規卒業者の中学校の一種・二種免許取得者の合計が国公立大学では 13,868 名であるのに対し、私立大学では 23,409 名となっており、高等学校の一種・二種免許取得者の合計は、国公立大学では 15,630 名であるのに対し、私立大学では 29,254 名となっており、どちらも私立大学で免許を取得している者の方が多いといえる。

⁴ 右島ら（1984、p. 115）において「私立大学の特色は、その創立者によって独自の建学の理想や教学の方針をもつことができ、各種の宗教団体の系統の大学や多種多様な専門分野の大学を含んでいて、独自の学風やスクールカラーを形成しやすいことだろう」と述べられている。戦後日本における教員養成は、高等教育機関である大学で行うという原則を持つことから、各大学における学士教育と、「教免法」による教職教育という観点からみた筆者の見解である。

⁵ この論文の執筆者は全員 1970 年代から資格課程の教員として入職した。菅原徹は教育原理や特別活動論、三上昭彦は教育法規、教育行政学、別府昭郎は教育史、道德教育の研究、北田耕也は社会教育概論が主要担当科目であった。

⁶ 例えば、東京学芸大学（2023）では、大学史ではありながらも、政策史的な観点を踏まえながら東京学芸大学における教員養成史を描いている。

⁷ 例えば、早稲田大学教育総合研究所（2024）などが出版されているが、教員養成系ではない一般大学においては「教員養成史」という形で編纂することはほとんどないと考えられる。

⁸ 明治大学文学部 75 年史編集委員会（2009、pp. 235-241）

⁹ 1985 年より『教職・社会教育主事年報』、1991 年より『教職課程年報』以下『年報』とする。

¹⁰ この「教職課程案内」が出された時期について、「仮免許状」という記載がみられることから、1950-1954 年という形で年代を特定することができる。また、使用されている文字が旧字体である。1952 年に出されている「文学部案内」において教職課程に関する記述がみられるが、多くの場合新字体が使われているため、これらを踏まえると、「教職課程案内」は教職課程開設初期（1950 年、もしくは 1951 年）に出されたものだと考えられる。また、この「教職課程案内」は、入学時のオリエンテーションとして配布された資料である可能性も考えられるが、この資料の詳細な情報を特定することはできなかった。

¹¹ 厳密には 1954 年度の 5 月に認定の申請を行い、後に 4 月 1 日にさかのぼって認定される形であった。

¹² 高野（2024）によると、2023 年度においては兼任教員 7 名と兼任教員 68 名が講義を担当しており、2024 年においてもこの人数に大きな変更は見られないものと思われる。

¹³ 【図 2】の 2024 年度、【図 3】の 2023 年度は教職課程ホームページを参照した。

¹⁴ 前掲、「第1次態度表明」

¹⁵ 例えば藤枝（1983）において「総仕上げ的教育実習観」が指摘されている。

¹⁶ なお本書籍はことわり書きを除いて全てローマ字で書かれているため、以後引用するものは全て筆者が漢字仮名交じり文に改めたものである。

¹⁷ 教育実習生の感想は、「実習の感想」『教職・社会主事・学芸員課程年報』No. 1、1979年、pp. 34-39及び「実習の感想」『教職・社会主事・学芸員課程年報』No. 2、1980年、pp. 32-36に掲載されている。また、菅原徹は「教育実習のまとめ」や「批評・所見」からパートごとに抽出してまとめたものを「教育実習における学習指導（授業）」『教職・社会主事・学芸員課程年報』No. 5、1983年、pp. 29-35、「教育実習における生活指導」『教職・社会主事・学芸員課程年報』No. 6、1984年、pp. 27-32、「教育実習生の『指導』」『教職・社会主事・学芸員課程年報』No. 7、1984年、pp. 45-52、「『生徒の実態』—中学生」『教職・社会主事課程年報』No. 9、1986年、pp. 23-26に掲載している。

【引用文献】

- ・黒澤英典『私立大学の教師教育の課題と展望—21世紀の教師教育の創造的発展を目指して—』学文社、2006年
- ・国立大学法人東京学芸大学編『東京学芸大学150年の歩み1873-2023』学文社、2023年
- ・菅原徹ほか「明治大学における教員養成の歴史」『明治大学人文科学研究所紀要』第31冊1992年、pp. 133-156
- ・全国私立大学教職課程研究連絡協議会編『私立大学の教師教育改革—十年のあゆみ—資料編』全国私立大学教職課程研究連絡協議会、1992年
- ・高野和子ほか「大規模私学における教職課程教育—学生の“主体的選択”と教師としての力量形成の両立をめざして」『教員養成学研究』(2)、2006年、pp. 45-56
- ・高野和子「明治大学の教員養成—2023年度の時点で考える—」『明治大学教職課程年報』46、2024年、pp. 21-32
- ・土屋基規『戦後日本教員養成の歴史的研究』風間書房、2017年
- ・藤枝静正「教育実習はどうあるべきか」『季刊教育法』(49)、1983年、pp. 36-43
- ・三木寿雄『教育実習について—教職課程を修める学生のために—』ローマ字教育会、1952年
- ・三木寿雄『教師への道—教育実習生の手記—』くろしお出版、1958年
- ・三上昭彦「学生から見た明大教職課程の現状と課題」『明治大学教職課程年報』No. 16、1994年、pp. 50-67
- ・右島洋介・鈴木慎一編著『教師教育 課題と展望』勁草書房、1984年
- ・村岡篤「教育実習による意欲の変化—1979年度前期実習生の傾向—」『教職・社会教育主事・学芸員課程年報』No. 2、1980年、pp. 22-31
- ・村岡篤「教育実習による意欲の変化—1980・1979年度前期実習生の傾向の比較—」『教職・社会教育主事課程年報』No. 3、1981年、pp. 20-26
- ・村岡篤「教育実習の実態調査」『教職・社会教育主事課程年報』No. 4、1982年a、pp. 17-24
- ・村岡篤「1981年度教育実習生の意識について」『明治大学人文科学研究所紀要』第20冊、1982年b、pp. 1-21
- ・明治大学文学部50年史編集委員会編『明治大学文学部50年史』明治大学文学部、1984年
- ・明治大学文学部75年史編集委員会編『明治大学文学部1980-2005』明治大学文学部、2009年
- ・明治大学資格課程 データ 教職課程履修者数、教育職員免許状一括申請者数 最終閲覧日 2024年9月30日
<https://www.meiji.ac.jp/shikaku/data/index.html>
- ・文部科学省 中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」、2006年、p. 7
- ・文部科学省「私立大学における教職課程質保証評価に関する基礎的研究報告書」2019年 最終閲覧日 2024年9月30日
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sankou/_icsFiles/afieldfile/2019/08/02/1419857-3.pdf
- ・文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課『教育委員会月報』2021年12月号 最終閲覧日 2024年9月27日
https://www.mext.go.jp/content/20211216-mxt_syoto01-000019593_003.pdf
- ・文部科学省「令和5年4月1日現在の教員免許状を取得できる大学」、2023年 最終閲覧日 2024年9月30日
https://www.mext.go.jp/content/20240319-mxt_kyoikujinzai02-100002439_2-1.pdf
- ・早稲田大学教育総合研究所監修『私学の教員養成を探る：早稲田大学120年のあゆみと次世代への一歩』早稲田教育ブックレットNo. 31、学文社、2024年